国土利用計画 第 1 次伊豆の国市計画

平成19年12月 伊豆の国市

この伊豆の国市国土利用計画は、国土利用計画法 第8条第3項の規定により、平成19年12月6日 伊豆の国市議会の議決を経て定められたものです。

計画の策定にあたって

この計画は、土地基本法における『土地についての公共の福祉の優先』等の基本理念を踏まえ、国土利用計画法第8条の規定に基づき、伊豆の国市の区域における土地の利用に関する基本的事項を定めるものです。

本計画は、国土利用計画(全国計画及び静岡県計画)を基本とし、地方自治法第2条第4項の規定に基づく第1次伊豆の国市総合計画基本構想との整合を図りつつ策定したものです。

なお、この計画は、社会経済情勢の変化に対応して、必要に応じて 見直しを行うものとします。

目 次

1. ī	市域の土地の利用に関する基本構想	1
1	国土利用計画第1次伊豆の国市計画策定の意義	1
2	土地利用の基本方針	
3	利用区分別の土地利用の基本方向	
2. ī	市域の土地の利用目的に応じた	
	区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	5
1	土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	5
2	地域別の概要	7
3. #	規模の目標を達成するために必要な措置の概要	8
1	が戻 り ロ 深 と 足 水 す る た い に む 	
2	利用区分別の措置の概要	
3	地域別整備施策等の概要	
4	土地に関する調査の実施及び管理の充実	
·	±25,0/3 0 0 3 ± 25 2 (3 5 5 5 7) 12 (
参	考	
土生	也利用構想図	17

1. 市域の土地の利用に関する基本構想

1 国土利用計画第1次伊豆の国市計画策定の意義

(1) 社会潮流への対応

国土利用計画第 1 次伊豆の国市計画の策定にあたっては、以下のような社会潮流等に対応していくことが求められています。

① 人口減少社会の到来、少子高齢化の進行

今後、本格的な人口減少社会を迎えるとともに、少子高齢化が一層進むことが想定されています。

② 環境問題の深刻化

日常の市民生活や経済活動等の都市活動が一因となって、地球温暖化やオゾン層の破壊等、地球環境の悪化が深刻化しています。

③ 人々の価値観の多様化

人々の価値観は大きく変化しており、安全・安心、環境や美しさ、文化 に対する関心が高まっているとともに、居住のあり方も多様化しています。

4 多様な主体によるまちづくり

地方分権の進展や厳しい財政環境、市民意識の高まり等により、まちづくりにおいても市民や地域、NPO等の果たす役割が大きくなりつつあります。

(2) 伊豆の国市の将来像の実現

伊豆の国市は、平成 17 年 4 月に伊豆長岡町、韮山町、大仁町の 3 町が合併して誕生しました。

平成 19 年 3 月には、平成 28 年度を目標とする総合計画が策定され、目

指すまちの将来像を「**自然を守り、文化を育む、魅力ある温泉健康都市**」と 定め、市全体が一体となった新しい都市づくりを展開しています。

国土利用計画第 1 次伊豆の国市計画は、伊豆の国市の将来像を実現するために、土地利用の指針として策定するものです。

2 土地利用の基本方針

土地は、現在及び将来において有限な資源であり、生物の生息の基礎をなすものであるとともに、生活や生産のための共通基盤です。

そのような点を踏まえ、個性豊かで活力に満ち、秩序ある都市形成が図られるよう、次のことに重点をおいて、長期的な展望のもとに総合的かつ計画的な土地利用を行うものとします。

(1) 安全で安心な土地利用を進めます

予想される東海地震や大雨等による被害を最小限に食い止めるため、森林資源の確保・保全や河川の改修等により、水害等の災害に対する安全性の向上を図ります。

また、豊かな自然を守るため、自然環境を重視し、自然との共生により、市民が安全で安心できる土地利用を進めます。

(2) 公共の福祉を優先した土地利用を進めます

市民生活の環境向上を図るため、公共の福祉を優先した土地利用規制に基づく適正な誘導や生活基盤の整備等を進めます。

(3) 豊かな地域資源を生かした土地利用を進めます

田園風景や温泉、森林などの資源は、郷土への愛着を育む大切な要素でもあります。

より一層地域への愛着を育むため、地域資源を後世に引き継ぐとともに、生産や交流、生活の場等として活用していくなど、豊かな地域資源を生かした土地利用を進めます。

(4) 自立と広域における役割を高めるための土地利用を進めます

地方分権が進み、地域の自主決定力が求められる中で、本市の主体性を高め、 市全体が一体となった都市づくりを進めていくため、市民や事業者、行政が 互いに協力し合う、協働による土地利用を進めます。

また、市民の生活圏の拡大や交流機会の増加が予想される中で、道路や河川整備、産業拠点の形成等、広域的な視点に立った機能配置に配慮するなど、 広域における役割を高めるための土地利用を進めます。

3 利用区分別の土地利用の基本方向

土地の利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地及びその他とし、区分別の基本方向は次のとおりとします。

(1) 農用地

農用地については、生産機能のみならず、災害防止や郷土景観形成機能等の公益的機能の維持・向上を図るため、集団的農用地や土地基盤整備事業の受益地を中心とした優良農用地を確保、保全します。

また、農用地は、良好な緑地空間として地域環境の保全に重要な役割を果たすとともに、人々の交流の場としての役割も期待できることから、地域特性を踏まえ、多面的な機能発揮に配慮します。

(2) 森 林

森林については、水資源涵養や土砂流出防止、生活環境の保全、保健休養等の公益的機能の維持・向上を図るため、健全な森林資源を確保、保全します。 また、市民等が森林に親しめるよう、生態系の保護に配慮しながら森林資源の有効利用を進めます。

(3) 原 野

原野については、適正な土地利用を図り、低未利用地としての原野の発生を 防止します。

(4) 水面・河川・水路

ため池等の水面については、農業の用に供するばかりではなく洪水調節及び 憩いの場としても重要な役割を果たすことから、必要な整備と適切な管理を 行います。

河川については、水害に対する安全性の向上や自然環境の保全、水の利用、 憩いの場の確保等、河川が持つ様々な機能の維持、向上のため、整備や管理 を適切に行います。

農業用の水路については、農業生産の向上を図るため、必要な整備と適切な管理を行います。

水面、河川、水路の整備にあたっては、水辺が持つ良好な環境や景観の保全に十分配慮します。

(5) 道路

国道や県道、市道等の一般道路については、広域・地域経済の発展、道路交通の円滑化、快適な生活環境の形成及び都市防災機能の強化等を図るため、 幹線道路や補助幹線道路、生活道路のそれぞれが担うべき機能に合った整備 を進めます。

農林道については、農林業の生産性の向上、省力化及び農用地や森林の適正 な管理を図るため、必要な用地を確保し、整備を進めます。

(6) 宅 地

① 住宅地

住宅地については、人々の生活様式の変化等に対応した良好な住宅地を 形成するため、無秩序な市街地の拡大を防止しながら新規の住宅用地を確 保するとともに、既存の住宅地の環境改善を図ります。

② 工業用地

工業用地については、活力ある産業振興等を図るため、社会・経済の動向、周辺土地利用との調和、環境の保全及び市域の効率的土地利用等に配慮しながら、計画的に確保します。

③ その他の宅地

鉄道駅や温泉街等の周辺一帯については、にぎわいの創出等を図るため、 商業・業務地、また観光地としての環境整備に努めるとともに、適切な施 設立地を誘導します。

文教施設、厚生福祉施設、スポーツ施設等の公用・公共施設用地については、市民福祉の充実等を図るため、市民の需要や利便性、自然環境との共生、既存施設の有効利用等に配慮しつつ、計画的かつ効果的に整備を進めます。

(7) その他

公園緑地、交通施設、レクリエーション施設及び供給処理施設用地については、市民生活の利便性、快適性の向上等を図るため、市民の需要等に配慮しつの、必要な用地を確保します。

市内に存在する文化的、歴史的遺産については、個性ある文化の育成や伝承を図るため、その保全、活用に努めます。

その他、低未利用地等については、周辺土地利用等との調和に配慮しながら、有効利用を進めます。

2. 市域の土地の利用目的に応じた区分ごとの 規模の目標及びその地域別の概要

1 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- (1) 計画の目標年次は、平成 28 年 (西暦 2016 年)とし、基準年次は平成 17 年(西暦 2005 年)とします。
- (2) 土地の利用に関して基礎的な前提となる人口と総世帯数については、 目標年次においてそれぞれ 50,000 人、19,000 世帯を目指すものとします。
- (3) 土地の利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の地目別区分とします。
- (4) 土地の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の現況と推移に基づき、将来人口等を前提とし、各種将来計画を参考として設定します。
- (5) 土地の利用に関する基本構想に基づく平成 28 年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりです。
- (6) なお、次表の目標値については、今後の社会経済の動向を踏まえて、 弾力的に理解されるべき性格のものです。

≪土地利用目的に応じた区分ごとの規模の目標≫

		A. 平成	17年	B. 平成	以22年	C. 平成 28 年		増減率		増減面積		
			(西暦 20	005年)	(西暦 20	010年)	(西暦 20	016年)	В/А	C/A	B-A	C-A
			面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	×100 (%)	×100 (%)	(ha)	(ha)
(1)	農月	用 地	1,160	12.2	1,144	12.1	1,132	12.0	98.6	97.6	1 16	A 28
	農	地	1,160	12.2	1,144	12.1	1,132	12.0	98.6	97.6	1 16	A 28
	採草	草放牧地	0	0.0	0	0.0	0	0.0	_		0	0
(2)	森	林	5,261	55.5	5,260	55.5	5,260	55.5	100.0	100.0	1	1
(3)	原	野	1	0.0	1	0.0	1	0.0	100.0	100.0	0	0
(4)	水面	·河川·水路	334	3.5	334	3.5	334	3.5	100.0	100.0	0	0
	水	面	4	0.0	4	0.0	4	0.0	100.0	100.0	0	0
	河	Ш	284	3.0	284	3.0	284	3.0	100.0	100.0	0	0
	水	路	46	0.5	46	0.5	46	0.5	100.0	100.0	0	0
(5)	道	路	491	5.2	498	5.3	509	5.4	101.4	103.6	7	18
	一 魚	设道路	404	4.3	412	4.4	423	4.5	102.0	104.7	8	19
	農	道	71	0.8	70	0.7	70	0.7	98.4	98.4	1	1
	林	道	16	0.2	16	0.2	16	0.2	100.0	100.0	0	0
(6)	宅	地	841	8.9	859	9.1	872	9.2	102.1	103.7	18	31
	住	宅 地	550	5.8	558	5.9	564	6.0	101.5	102.6	8	14
	工業	美用地	84	0.9	86	0.9	88	0.9	102.4	104.8	2	4
	その	の他の宅地	207	2.2	215	2.3	220	2.3	104.0	106.4	8	13
(7)	そ (の他	1,383	14.6	1,375	14.5	1,363	14.4	99.4	98.6	A 8	A 20
	合	計	9,471	100.0	9,471	100.0	9,471	100.0	100.0	100.0	0	0
	市	街 地	504	5.3	513	5.4	525	5.5	101.8	104.2	9	21

^{※▲}はマイナスを示しています。

[※]構成比は、端数を四捨五入しているため、合計及び各地目の計の一部が一致していません。

[※]市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区(DID地区)のことです。

2 地域別の概要

(1) 地域区分及び地域区分別土地利用の方向

地域区分は、市全体が一体となった土地利用を推進するため、市域の土地条 件等を考慮し、次の3つの地域に区分し、以下のような方向で土地利用を進 めます。

① 中部地域

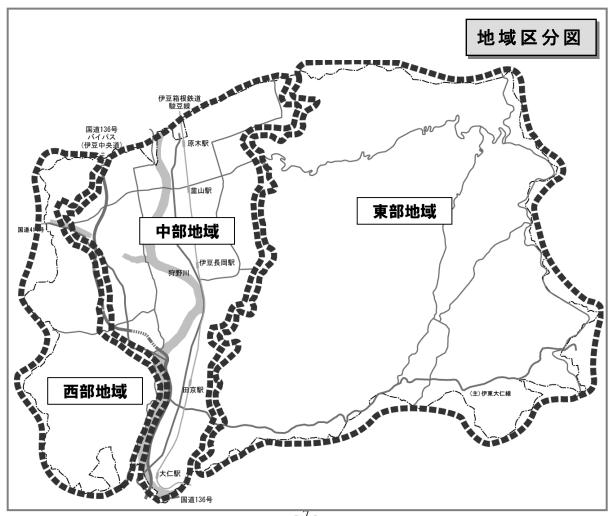
狩野川によって形成された平野部を位置づけ、市街地におけるにぎわい の創出や定住人口を確保するための基盤整備、優良農用地の整備・保全を 進めるとともに、医療の充実や健康産業等の創造、歴史・温泉・農用地等 の地域資源を活用した土地利用を進めます。

② 西部地域

葛城山や城山周辺等に広がる丘陵・山間地を位置づけ、自然環境や水資 源の保全を図るとともに、森林や農地等を活用しつつ、健康産業の創造や 観光農業の振興等を進めます。

③ 東部地域

箱根山から連なる丘陵・山間地を位置づけ、自然環境の保全を図るとと もに、環境に配慮した農業振興や市民の健康増進、福祉の充実を図ります。



3. 規模の目標を達成するために必要な措置の概要

1 総合的な措置の概要

(1) 市民生活の安全、安心の確保

予想される東海地震等に対応するため、災害防止に十分配慮し、建築物の耐震化の促進及び避難地・避難路の確保等、必要な対策を講じます。

また、大雨等に伴う宅地等への浸水被害を防止するため、農用地や森林の適正管理の促進や無秩序な宅地化の抑制等を進めるとともに、河川や水路等の改修に加え、内水対策など流域一体となった取組みにより、総合的な治水対策を進めます。

市街地や集落地周辺の急傾斜地等における土砂災害等を防止するため、治山施設や砂防施設等の整備を進めます。

(2) 土地利用の転換の適正化

① 大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換については、地域及び市全体に及ぼす影響が大きいため、事前の調査を十分に行い、他の土地利用との調整や安全性の確保、環境の保全を考慮した土地利用への誘導を図ります。

② 農用地の利用転換

農用地の利用転換については、安定した農業経営に及ぼす影響等に留意するとともに、緑地保全の立場からも農業以外の土地利用と計画的な調整を図りつつ、無秩序な転換を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分配慮します。

③ 森林の利用転換

森林の利用転換については、災害防止や水資源涵養等、公益的機能への 影響が大きいため、それらの機能の低下防止に十分留意し、周辺の土地利 用との調和を図りつつ慎重に対応します。

(3) 快適に生活できる生活環境の創出

① 市民福祉を重視したまちづくりの推進

土地は市民の共有財産であることを踏まえ、適切な土地利用規制により 土地利用を誘導するとともに、市民の需要等を踏まえた産業の創出、ユニ バーサルデザイン等の視点をとり入れた生活基盤の整備等、市民福祉を重 視したまちづくりを推進します。

② 個性あふれる美しい景観づくりの推進

本市の特徴である歴史や温泉、自然等の景観資源に配慮した生活環境の整備を進めるとともに、富士山や狩野川などを眺めることができる眺望地点の整備等、市民が地域に愛着を持つことができる、個性あふれる美しい景観づくりを推進します。

③ うるおいとやすらぎのある環境の創出

市民に身近な神社、仏閣等の緑地空間や狩野川の河川緑地、温泉等の地域資源を活用した公園の整備を進めるとともに、源氏山・守山・城山等の良好な樹林や里山の保全・整備を図る等、うるおいとやすらぎのある環境を創出します。

(4) 豊かな自然環境等の保全・活用

箱根山系から続く森林等の自然環境や、源氏山・守山・城山等の身近な緑地、 狩野川をはじめとする河川や水辺については、人々にうるおいとやすらぎを 与える骨格的な自然資源として、今後とも体系的に保全・育成を図ります。 また、環境の保全に留意しつつ、体験型学習やレクリエーション等、市民や 来訪者等が自然資源に親しむ場、交流する場として、活用を進めます。

地盤沈下を防止するため、地下水の汲み上げの自主規制や流域自治体との連携強化を図ります。

(5) 土地利用に関する法律等の適切な運用と諸計画との連携

土地基本法における基本理念を踏まえ、国土利用計画法や都市計画法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、文化財保護法、景観法、自然公園法等の土地利用関係諸法の適切な運用を図るとともに、伊豆の国市土地利用事業指導要綱等に基づく指導を徹底します。

第1次伊豆の国市総合計画を基軸とし、他の諸計画との連携を図りつつ、総合的かつ計画的な土地利用行政を進めます。

(6) 市民や企業、行政の協働による土地利用の取組み推進

住環境の悪化や耕作放棄地の増加、森林の手入れ不足など、土地利用に関わる課題に対応するため、新たに地区計画や建築協定、自主協定の導入とともに、農業生産の場や市民農園等としての耕作放棄地の活用、市民ボランティア等による里山の保全・活用を促進するなど、市民や企業、行政の協働による土地利用の取組みを進めます。

2 利用区分別の措置の概要

(1) 農用地

農用地については、生産機能のみならず、災害防止や郷土景観形成機能等の公益的機能の維持・向上を図るため、農業振興地域整備計画等に基づき、平野部や丘陵地等の地域特性を生かした農業生産基盤の整備や観光交流型の農業の展開を図ります。また、農用地流動化の促進により、認定農業者等、中心的な担い手への優良農用地の集積等を進めます。

さらに、安全で安心な食による健康づくりを進めるため、減農薬栽培や食品 残渣・家畜排泄物などのバイオマスの利活用等、環境にやさしい農業整備を 進めます。

市街化区域内に点在する農用地については、都市的土地利用への転換を促進します。

(2) 森 林

森林については、水資源涵養や土砂流出防止等の公益的機能の維持、向上を 図るため、森林整備計画等に基づき、間伐等の計画的な森林施業を促進しま す。

また、市民や観光客が森林に親しめる環境を充実させるため、森林資源を生かした自然とのふれあいや健康づくり、体験学習の場づくりを行うとともに、他の観光交流施設等との連携を促進します。

(3) 原 野

原野については、森林整備計画等に基づき、低未利用地としての原野の発生を防止するとともに、周辺の土地利用との調和に配慮しながら効果的な利用を促進します。

(4) 水面・河川・水路

① 水面

ため池等の水面については、自然環境の保全や農業用水の確保、豪雨時の水位調節機能の確保及び市民の憩いの場の確保を図るため、整備を進めるとともに、適切な管理に努めます。

② 河川

河川については、水害に対する安全性向上のため、河川改修に加え、排水機場整備などの内水対策を総合的に進めます。

河川改修にあたっては、親水空間の創出や個性ある河川景観の保全、水質の保全、水生動植物の保護等に十分配慮します。

③ 水路

農業用の水路については、農業生産基盤の強化を図るため、農業振興地域整備計画等に基づき、用水路の改修等を計画的に進めます。

(5) 道路

① 一般道路

幹線道路や補助幹線道路等については、交通の円滑化や都市間における 人やモノの交流軸の強化等を図るため、整備を進めます。

生活道路については、市民生活の利便性や安全性の向上及び狭隘道路を 解消するため、各地域の状況に合わせ、拡幅改良を主とした改善や交通規 制等の実施を進めます。

一般道路の整備にあたっては、沿道景観や公共交通ネットワーク、周辺 環境に及ぼす影響等に十分配慮しながら進めます。

② 農道・林道

農道については、農業生産性の向上や適正管理等を図るため、農業振興 地域整備計画等に基づき、計画的に整備を進めます。

林道については、森林のもつ多面的機能の維持・向上を図るため、森林 整備計画等に基づき、整備を進めます。

(6) 宅 地

① 住宅地

住宅地については、人々の生活様式の変化等に対応するため、計画的に 良好な住宅地の供給を誘導します。

既成市街地については、住宅等の防災性の向上を促進するとともに、生活道路や歩行者空間、公園等の整備を進めます。

既成市街地周辺等においては、市街地の無秩序な拡大を防止し、まちづくりと連携した住宅地の供給を図ります。また、既存の住宅団地については、良好な環境の維持に努めます。

既存集落地については、生活基盤の充実や災害に対する安全性の確保を 図るとともに、田園等の地域固有の資源を生かし、集落環境の魅力を高め ます。

箱根山麓から続く丘陵地に開発された住宅地については、周辺の自然環境と調和したゆとりある良好な環境の維持・管理を促進します。

② 工業用地

工業用地については、活力ある産業振興や良好な環境形成を図るため、工業系用途地域や既存工業団地等における工業地としての土地利用を維持するとともに、敷地内緑化等を促進します。

また、今後の社会情勢や広域的な機能連携に配慮しつつ、新たな工業用地の確保について検討します。

③ その他の宅地

<事務所・店舗等の商業・業務施設用地>

伊豆箱根鉄道駅周辺一帯については、にぎわいの創出を図るため、商業・ 業務施設の立地を促進します。

伊豆長岡温泉周辺については、にぎわいの創出や健康づくりを推進する ため、商業・業務施設と併せ、健康関連施設等の集積を促進します。

国道 136 号等の幹線道路沿いやその周辺については、にぎわいの創出を 図るため、地域の実情に即したサービス型商業施設等の立地を適切に誘導 します。

<文教施設 • 厚生福祉施設用地>

文教施設や厚生福祉施設用地、スポーツ施設等の公用・公共施設用地については、市民福祉の充実等を図るため、市民や広域圏の需要及び既存施設の有効利用を踏まえ、計画的に整備を進めます。特に、厚生福祉施設用地については、高齢者福祉・障害者福祉の充実や市民の健康づくりを推進するため、健康拠点等の整備を進めます。

(7) その他

公園については、市民の生活環境の向上や個性ある文化の育成・伝承等を図るため、本市固有の歴史・文化等の地域資源を活用した憩いの場を整備するとともに、既存公園の環境改善や市民に身近な公園の整備等、市民が利用しなすい公園整備を進めます。

交通施設、レクリエーション施設及び供給処理施設等の用地については、市民生活の利便性、快適性の向上等を図るため、市民や広域圏の需要を踏まえ、計画的に整備を進めます。

低未利用地については、その有効利用を図るため、周辺の土地利用の状況や 社会情勢等を踏まえ、計画的に土地利用を誘導します。

また、耕作放棄地については、農用地としての利用を促すとともに、農用地の集団化・流動化の促進や市民農園としての活用、景観形成作物の導入等を検討します。

3 地域別整備施策等の概要

(1) 中部地域

中部地域については、にぎわいの創出や産業の振興を図るため、駅周辺や国 道沿い等における商業・業務施設等の集積、温泉や歴史等の地域資源を生か した環境整備及び医療環境の充実等を図ります。

災害に対する地域の安全性向上のため、総合的な治水対策や治山対策等を推進します。また、定住化等を促進するため、生活道路の整備とともに、源氏山・守山等の市街地内の緑地の保全・活用等、安全でゆとりある市街地環境を創出します。

大規模に優良農用地を形成する地区については、今後とも良好な営農環境を確保していきます。

農用地と集落が混在する地域においては、農業環境と集落環境を維持、向上させるため、無秩序な市街化を防止し、優良農用地を保全するとともに集落環境の改善を図ります。

① 食と農と観光交流振興ゾーン

韮山地区や江間地区等の農用地については、用水路や排水機場の改修等、 農業生産基盤の整備を行うなど、優良農用地の保全を図るとともに、観光 農園や体験農園、市民農園等の交流の場の創出等、農業と観光産業の融合 を図り、地域の活性化を促進します。

集落地については、田園と調和した集落地形態の維持や住環境の向上を図るため、地域固有の資源を生かし、集落環境の魅力を高めるとともに、 生活道路の整備や災害対策等を実施します。

② ウエルネス・先端産業振興ゾーン

伊豆長岡温泉周辺については、市民等が自然に親しみながら健康づくりを行える環境の充実を図るため、医療や農用地、森林等の地域資源との連携を図りながら、健康産業等の創造を目指した土地利用を進めます。

③ 歴史文化再生ゾーン

守山や韮山城跡、江川邸、韮山反射炉等の歴史資源が分布する地区周辺については、市民や観光客が歴史文化に親しむことができる環境を創出するため、歴史にちなんだ周遊ルートの整備を進めるとともに、歴史的な街並みや建造物の保全等に努めます。

④ 医療拠点

順天堂大学医学部附属静岡病院周辺については、静岡県東部地域における医療拠点として、高度医療の提供や医学・健康産業等の集積を誘導します。

⑤ 新サービス業拠点

国道 136 号及び国道 136 号バイパス大仁南インターチェンジ周辺地域については、時代の変革に対応する企業の誘致や地域に密着したサービス業の集積を誘導します。

(2) 西部地域

西部地域については、緑豊かな環境を維持するため、葛城山や城山周辺等の自然環境や水資源を保全します。

また、地域の魅力を向上させるため、森林や農用地等の地域資源を生かしつ、健康産業の創造や観光農業の振興、集落環境の改善を図ります。

① ウエルネス・先端産業振興ゾーン

南江間や花坂周辺地区の低未利用地等については、健康産業や他産業等の振興及び地域活性化を図るため、周辺の自然環境や住環境等に配慮した適切な土地利用への誘導を検討します。

国道 414 号と県道伊豆長岡・三津線に囲まれた地区周辺については、市民等が自然に親しみながら健康づくりを行える環境の充実を図るため、農用地、森林等の地域資源と併せ、伊豆長岡温泉との連携を図りながら、健康産業等の創造を目指した土地利用を進めます。

② その他

葛城山や城山周辺等に広がる自然環境については、市民共通の財産として、保全を図るとともに、自然と景観を生かした市民等の憩いの場、学習の場としての活用を進めます。

葛城山周辺の樹園地を中心とした農用地については、観光農業等の振興を図り、優良農用地を保全します。

神島等の集落地については、自然環境と調和した集落地形態の維持や住環境の向上を図るため、地域固有の資源を生かし、集落環境の魅力を高めるとともに、生活道路の整備や災害対策等を実施します。

北江間周辺地区の低未利用地等については、周辺の自然環境や住環境等に配慮した適切な土地利用への誘導を検討します。

(3) 東部地域

東部地域については、緑豊かな環境を維持するため、箱根山から連なる玄岳周辺等の自然環境や水資源を保全します。

また、地域の魅力を向上させるため、森林や農用地等の地域資源を生かしつつ、観光交流や健康増進、福祉の充実、集落環境の改善、丘陵地の住宅地の環境維持を図るとともに、丘陵地等の立地特性を生かし、畜糞や食品残渣など廃棄物系バイオマスを利用した優良な有機堆肥づくりや、減農薬による安全で安心な農作物の生産等、環境にやさしい農業整備を進めます。

① 健康福祉農業交流振興ゾーン

田方福祉村周辺については、高齢者福祉・障害者福祉の充実を図るため、 福祉施設の整備を進めます。

深沢川流域周辺等については、丘陵地等の立地特性を生かした活力ある 地域産業の振興を図るため、森林や農用地、既存施設と連携しつつ、観光 交流や健康づくりの拠点となる施設の整備を進めるとともに、特色ある農 作物の生産や環境にやさしい農業整備を進めます。

② その他

玄岳周辺等に広がる自然環境や水資源については、市民共通の財産として、保全を図るとともに、市民等の憩いの場、学習の場としての活用を進めます。

高原や長者原等の集落地については、自然環境と調和した集落地形態の維持や住環境の向上を図るため、周辺の森林や農用地等の保全に留意しつつ、地域固有の資源を生かし、集落環境の魅力を高めるとともに、生活道路の整備や災害対策等を実施します。

箱根山麓から続く丘陵地にある住宅地については、周辺の自然環境と調和したゆとりある良好な環境の維持・管理を促進します。

また、丘陵地にある住宅地に続く地域については、環境にやさしい農業整備や、他の関連産業等との連携を図りながら、周辺環境に配慮した適切な土地利用への誘導を検討します。

4 土地に関する調査の実施及び管理の充実

国土利用計画第 1 次伊豆の国市計画の管理・運営の充実を図るため、自然的条件や社会的条件等の土地に関する基礎的な調査を必要に応じて実施し、土地利用に関する施策の実施状況及び変化を的確に把握し、計画と実態との評価を行います。

併せて、土地利用に関する市民への啓発活動等を推進していくことにより、 実効性の高い土地利用行政を展開します。

